

令和2年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について

※令和2年8月7日付け通達（厚生労働省労働基準局労働条件政策課長・労働基準局監督課長、国土交通省自動車局貨物課長）による

はじめに

今後、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、自動車運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組を荷主と連携して更に加速させていく必要があります。これまでの中央協議会や地方協議会で取り上げられた課題について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

1. 今年度の重点取組事項について **議題2（5）**

（1）輸送分野の選定 「建築資材」

（2）選定理由

通達によると、「過去の実証事業のフォローアップを実施する必要があると考えられる輸送分野」や「ガイドラインで示した『今後の取組みの方向性』に沿って取組を行う輸送分野」とあり、平成29年度に実施した積水ハウス山口工場での「建設資材」を対象とした実証実験を行っており、かつ本年5月に「建設資材ガイドライン」が発表され、当該ガイドラインの今後の取組みの方向性において、ICT活用による取組みの推進が掲げられており、積水ハウス山口工場においてICTを活用した新たな取組みが行われていることもあり、山口県としては「建設資材」に再び焦点をあてて、今後の荷主と連携した取組みのヒントを得ることが期待されるため。

2. トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について **議題2（3）（4）**

今年度も、トラック運送事業者に対する改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や理解の促進に向けて、労働基準監督署において労働時間等説明会を開催することとしているので、説明会の内容や進め方等について地方協議会の場を活用する等により、必要な意見交換を行う。

3. その他（意見交換・周知事項など）

（1）新型コロナウイルス感染症関係

（2）標準的な運賃 **議題2（1）**

（3）「ホワイト物流」推進運動 **議題2（2）**

（4）「加工食品」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン **【資料2】【資料4】**

（5）運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度） **【資料5】**

（6）トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト **議題2（3）**